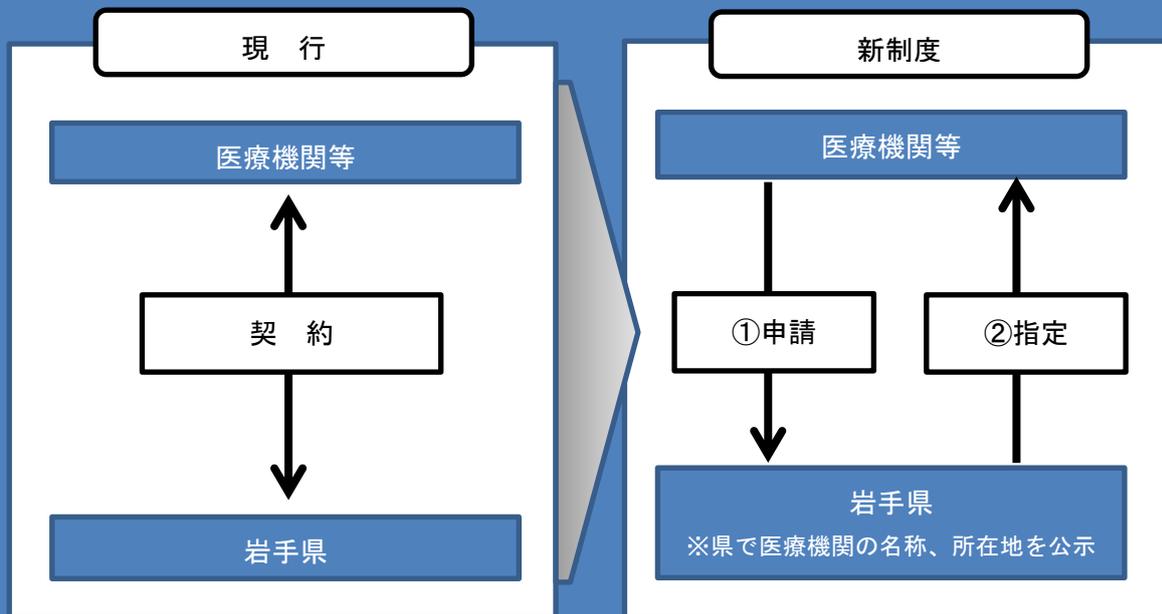


新たな難病医療費助成制度における 指定医療機関の申請手続について

指定医療機関について

- 平成26年5月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」（以下「法」といいます。）が成立し、平成27年1月1日から新たな難病医療費助成制度が実施されます。
- 新制度では、知事の指定を受けた医療機関等（指定医療機関）が行う医療に限り、難病患者の方が助成を受けることができます。
- 指定医療機関の指定を受けるためには、申請の手続が必要になります。
- 現在、県と契約を締結いただいている医療機関においても、改めて指定を受ける必要があります。
- 2ページ以降に申請手続等を記載しておりますので、御参照の上、必要な手続を行ってくださるようお願いいたします。



【問合せ先】

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号
岩手県保健福祉部健康国保課 健康予防担当（難病）
電話：019-629-5471

指定医療機関の要件・責務

【要件】（法第14条）

- 以下の医療機関等であること。
 - 保険医療機関
 - 保険薬局
 - 健康保険法に規定する指定訪問看護事業者
 - 介護保険法に規定する指定居宅サービス事業者（訪問看護事業者に限る。）
 - 介護保険法に規定する指定介護予防サービス事業者（介護予防訪問看護事業者に限る。）
- 法第14条第2項で定める欠格事項（4ページ参照）に該当していないこと。

【責務】（法第16条・第17条・第18条）

- 指定医療機関の診療方針は健康保険の診療方針の例によるほか、指定医療機関は、難病医療費助成に関し、良質かつ適切な医療を行わなければならない。
- 指定医療機関は、難病医療費助成に係る医療の実施に関し、知事の指導を受けなければならない。

指定医療機関の申請手続等

【申請手続】

別添「難病医療費助成指定医療機関指定申請書」を岩手県宛に提出してください。

【提出先】

〒020-8570

岩手県盛岡市内丸10-1

岩手県保健福祉部健康国保課健康予防担当（難病）

【留意事項】

- 指定後、岩手県から申請者宛に指定通知を送付します。
- 指定を行った医療機関等の名称、所在地等を岩手県が公示します。
- 指定の有効期間は6年間です。